日立市公園すてき化整備計画【概要版】

～魅力ある公園の再生～

日立市の公園を将来にわたってより良いものにしていくための方向性を整理した
「日立市公園すてき化整備計画」を策定しました。

1　計画の背景と目的

我が国における都市公園や緑地の整備は、戦後の復興期の都市における緑とオープンスペースの確保を目的として制定された都市公園法の下、全国的に進められました。

本市においても同様に、当時の法制度の下、急激な人口の増加に対応するために都市公園等の整備が行われてきました。

しかし、都市公園法の制定から 60 年以上が経過し、当時整備された施設や各種設備の老朽化の進行、樹木や植栽の巨大化による周辺への影響が複数の公園及び緑地で現れており、適切な対応と安定した管理運営体制を構築する必要があります。

加えて、人口の減少や少子高齢化社会の進展を背景とした年齢構成の変化や、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による生活様式の変化、デジタル技術の急速な普及などの社会状況の変化より、これまで行われてきた「全国一律の基準」での整備から、限られた予算で効率的、効果的な公園の運営管理を行う「各自治体の状況に応じた考え方」による整備への転換が求められています。

本計画では、社会状況や市民ニーズの変化に対応する都市公園等の活用・運用方法について検討するとともに、本市の重要な資産である都市公園等を将来にわたって有効に活用していくための方向性について定めています。

2　本計画の位置付け

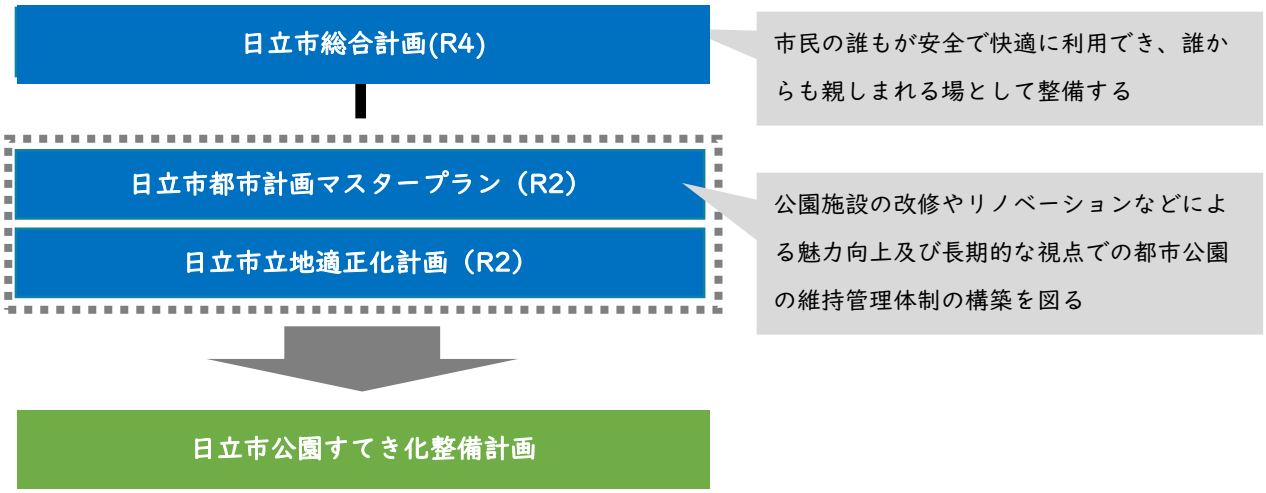

3　市の公園・緑地

本市には、261 か所の「都市公園」、142 か所の「その他の公園」及び 60 か所の「緑地」の合計 463 か所の公園・緑地が整備されています。

なお、総合公園のかみね公園及び市民運動公園、特殊公園の東平霊園は本計画では、対象外とします。

区分		施設数	内容
都市公園	街区公園	242	街区に居住する者の利用を目的に設置された公園（標準面積：2,500 ㎡）
	近隣公園	8	近隣に居住する者の利用を目的に設置された公園（標準面積：20,000 ㎡）
	地区公園	0	徒歩圏内に居住する者の利用を目的に設置された公園(標準面積：40,000 ㎡)
	総合公園	2	休息や散歩、運動のための利用を目的に設置された公園（標準面積：100,000 ㎡～500,000 ㎡）
	特殊公園	8	自然や動植物、歴史の保全等を目的に設置された公園
	都市緑地	1	都市の自然環境の保全や景観向上を目的に設置された公園（標準面積：1,000 ㎡以上）
その他の公園		142	都市計画法に基づく開発行為により設置された公園等
緑地		60	自然環境の保全や維持のために設置された公共の空地

4　市の公園が抱える課題

(1) 施設や設備の老朽化の進行

ア　本計画対象の公園緑地の約５割が、整備から 30 年以上経過している

イ　修繕が必要な遊具や施設が増えている

(2) 機能の重複と利用者ニーズの多様化

ア　同規模・同種類の遊具や設備が設置された画一的な公園が多い

イ　利用者ニーズの多様化により、利用が少ない公園が増えている

(3) 公園愛護団体の減少

ア　公園里親、公園を守る会の減少

5　社会状況

（1）人口減少、少子高齢化の進行

（2）持続可能な開発目標（SDGs）の推進

（3）生活様式や価値観の多様化

（4）甚大化する自然災害への意識の高まり　　など

6　国の動向

（1）地域の特性に応じた多様な主体との連携強化の推進

（2）都市公園における占用許可対象施設の拡大

（3）施設の撤去、集約化を含めた機能保全、維持管理費削減

（4）新たな価値創出や社会課題の解決のための場としての活用　など

7　基本的な視点

(1) 対象の「選択」と「集中」

ア　人口の減少に伴う将来的な財源の減少

イ　整備の必要性が高い公園を選択し、管理や更新を集中的に進める

(2) 「量」から「質」への転換

ア　これまでは、市民１人当たりの都市公園面積の確保に重点を置いた整備（量の充実）

イ　これからは、地域特性やニーズに合わせた効果的な活用を推進（質の充実）

(3) 地域や民間との連携強化

ア　行政主体で管理、運営していたため、利用方法が限定されている。

イ　地域コミュニティのニーズの反映や、地域コミュニティ・民間事業者との連携など柔軟な利活用を推進する

8　基本方針

主要公園の機能強化・魅力向上

≪目標とする在り方≫

✧　複数の機能が整備され、幅広い目的で利用が可能

✧　それぞれの公園が持っている特徴が十分に活かされている

✧　利用満足度が高く、何度も利用したくなる

身近な公園の機能再編・機能廃止

≪目標とする在り方≫

✧　公園ごとの機能が分担され、役割が明確になっている

✧　地域住民の利用に重点を置いた機能が整備されている

✧　規模や機能に応じた適切な管理、運営が行われている

様々な主体との連携による活用策の検討

≪目標とする在り方≫

✧　地域協働の管理体制に対する支援が充実している

✧　住民の生活の利便性の向上に役立つ施設が整備されている

✧　民間事業者との連携による新たなサービスが提供されている

9　施策の方向性

（1）主要公園の機能強化、魅力向上

≪対象の公園・緑地≫

市外からの来園者が見込め、機能の拡充や追加が可能である一定規模の面積が確保されている公園・緑地

【主要公園】

No.	公園	所在地
1	十王パノラマ公園	（十王町）
2	小木津山自然公園	（小木津町）
3	東滑川海浜緑地	（東滑川町）
4	助川山市民の森	（助川町）
5	桜川緑地	（桜川町）
6	諏訪梅林	（諏訪町）
7	古房地公園	（大みか町）
8	赤羽緑地	（久慈町）

≪位置≫

≪施策の方向性≫

これまでの公園・緑地の歴史などを踏まえ、その特徴や個性を十分にいかす・伸ばすため、不足している機能を追加する再整備や施設更新を行います。

（2）身近な公園の機能再編、機能廃止

≪対象の公園・緑地≫

街区公園や、主要公園以外の近隣公園・都市緑地・特殊公園及びそれらに準じる公園・緑地

≪機能再編エリアのイメージ≫

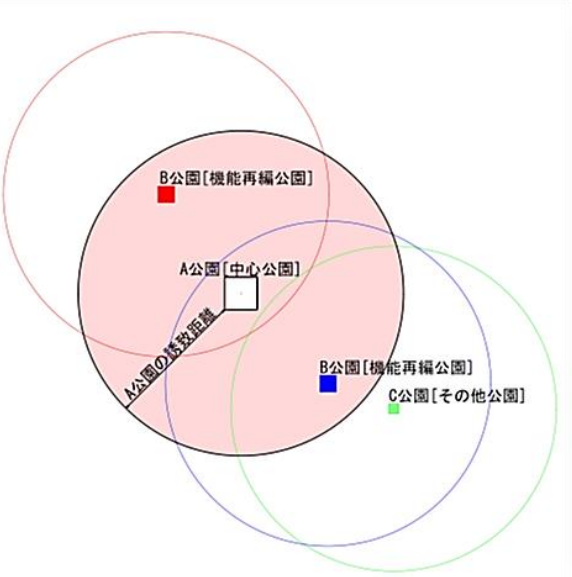

① 地域利用の中心となる公園を選定【Ａ公園】

一定規模の敷地面積（街区公園の標準面積 2,500 ㎡）を有する公園や利用頻度が高い公園を選定し、地域利用の中心となる公園に位置付けます。

② 再編エリアの機能再編公園の選定【Ｂ公園】

①で選定した公園（Ａ公園）を中心に誘致距離（500ｍ※）の範囲内にある公園を機能再編公園に位置付けます。

（※徒歩利用の上限距離　WEB アンケート結果より設定）

③ 再編エリアに含まれない公園【Ｃ公園】

再編エリアに含まれない公園は、現状機能を維持する施設更新を行います。

【機能再編整備の例】

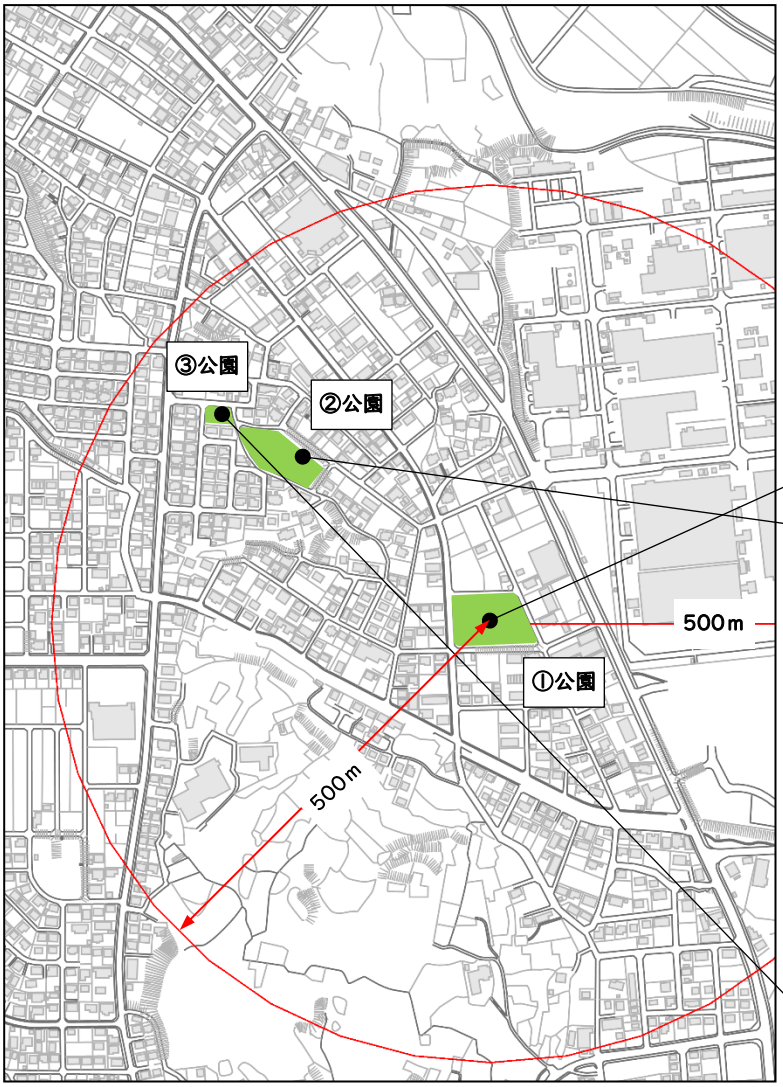

≪中心となる公園≫

①公園

街区公園　　4,872 ㎡

現状:遊び（遊具・広場）

施設の適切な更新及び充実化を行う

≪機能再編公園≫

②公園

街区公園　　3,814 ㎡

現状:遊び（遊具・広場）

▼

再編:遊び（広場）・防災

≪機能再編公園≫

③公園

街区公園　　782 ㎡

現状:遊び(遊具)

▼

再編:休憩・憩い

(1) 公園の誘致距離が重複している地域において、機能が重複している公園がある場合や利用頻度が低い公園がある場合に機能再編を行います。

(2) 面積が広く、日常的に利用者の多い「①公園」を地域利用の中心となる公園として位置付けます。

(3) ①公園の誘致距離内の「②公園」と「③公園」を機能再編公園に位置付けます。

(4) ①・②・③公園の機能は「遊び」で同一であり、②・③公園の利用頻度が低いため、②・③公園は地域に必要な機能を配置する再整備を行い、地域内における公園の機能分担を図ります。

(5) 機能分担により、利用者は目的に応じて公園を選択でき、利活用の促進が期待されます。

≪施策の方向性≫

○　機能再編エリアを設定し、地域に必要な機能を配置する再整備や施設更新を行い、機能分担による役割の明確化を進めます。

○「中心となる公園」は、子育て支援の観点から子どもが安全に遊ぶことが出来る「遊び・子育て」の機能を重視します。

(3) 様々な主体との連携による活用策の検討

ア　公園愛護団体への支援

除草作業軽減を図るため、機械化・防草対策の推進

イ　利便増進施設の設置推進

公共・公益・民間・地域を問わず、地域住民の利便向上に寄与する施設設置の促進・推進

ウ　民間事業者との連携

民間事業者が公園を活用するに当たってのポテンシャルを把握し、民間事業者との連携を推進

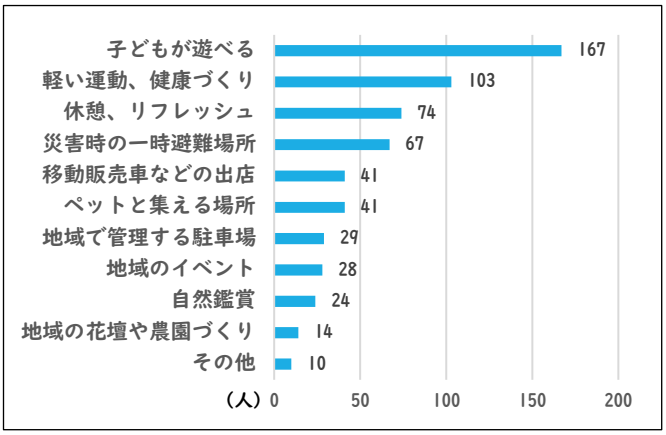

【公園に求める機能に関する WEB アンケート】

≪施策の方向性≫

地域のニーズ及び事業者の需要に対して、柔軟な運営管理及び再整備を行います。

10　今後の進め方

(1)　個別整備方針の設定

８つの主要公園については、それぞれの施設が持つ特徴や魅力を最大限にいかした効果的な整備を進めるため、公園ごとに個別の整備方針を策定します。

(2)　機能再編エリアの設定

身近な公園については、誘致距離の重複や地域性を踏まえた機能再編エリアの設定を行います。その上で、地域ニーズを踏まえた機能による再整備方針を策定します。

(3)　概算事業費、事業スケジュールの整理
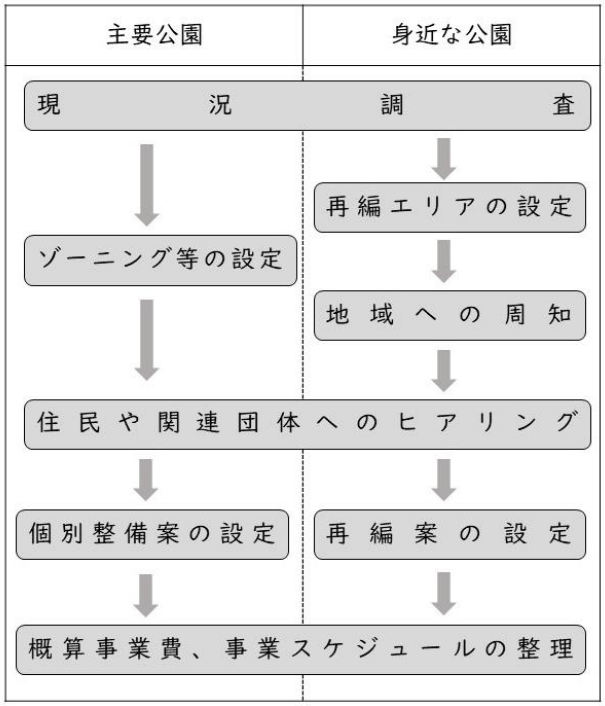
事業量及び事業費の平準化による実現可能な事業スケジュールを策定し、着実な事業進捗を図ります。